

令和3年度 市 県 民 税 国民健康保険税・介護保険料 後期高齢者医療保険料 申告について

今年の申告は、令和2年分の所得を申告していただくものです。下記に該当する方は、所得の有無にかかわらず申告をお願いします。

申告書の提出が無ければ、所得証明を発行できない場合があります。特に、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険加入者で軽減に該当される方は必ず申告が必要です。

申告が必要な方

◆令和3年1月1日に市内に住所を有する方のうち、次に該当する方です。

【令和2年中に課税対象となる収入があったが、税務署への「所得税の確定申告」を要しない方】

- 事業等収入(営業・農業・不動産収入等)がある方
- 給与収入のみの方で、年末調整を受けていない方、また複数の事業所等から給与を受けた方
- 給与所得者で、勤務先から津久見市役所へ「給与支払報告書」が提出されてない方
- 医療費控除・雑損控除・社会保険料控除等を受けようとする方
- 年末調整済みの給与や年金収入(400万円以下)以外に所得があった方
- 年金受給者で「公的年金などの源泉徴収票」に記載されている控除(社会保険料控除等)以外の各種控除の適用を受けたい方

【令和2年中に課税対象となる収入のなかった方】

- 非課税証明または所得証明が必要な方

申告相談に必要な書類

◆右に記載された日程で申告相談を行います。必要なものを準備してお気軽にお越しください。

- 「申告書」(会場にも用意しています)
- マイナンバーカード
(マイナンバーカードをお持ちでない場合は、通知カード等のマイナンバーの確認ができるものと、併せて運転免許証等の顔写真付きの本人確認書類をお持ちください)
- 給与所得者は源泉徴収票または事業主の証明、年金受給者は公的年金等の源泉徴収票
- 営業・農業・事業・不動産所得のある方は収支明細書、または帳簿書類など
- 社会保険料や生命保険料等の各種控除証明書
- 医療費控除を受ける方「医療費控除の明細書」(※)
※「医療費控除の明細書」の作成・添付が必要となります。医療費通知以外の領収書については、あらかじめ「医療を受けた人」、「医療機関」ごとにまとめ、計算しておいてください。
※医療費控除の対象とされる医療費とは、令和2年中に支払った次のようなものをいいます。
・診療・治療のための診察費用、および入院費用
・通院や入院のための交通費
・治療または療養に必要な薬代(一般の薬局で購入したものでよい)
※保険金や高額療養費等で補てんされる金額がある場合は、上記金額から差し引いてください。

申告相談会場の3密回避にご協力ください!

申告相談会場では、受付日や時間帯によって来場者が集中することがあります。今回の申告では、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、「3密」を避けるなどの来場者の集中緩和等を図るため、申告受付会場での入場制限や待ち時間などでご不便をお掛けすることが考えられます。

みなさんにおかれましては「インターネットで確定申告を行う」、「郵送で申告書を提出する」等のご協力をお願いいたします。

3密とは

1. 密閉空間：換気の悪い密閉空間である
2. 密集場所：多くの人が密集している
3. 密接場面：互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる

仕事等で受付時間内に申告会場に来る事が困難な方

- ◆2月24日から3月3日までの間は17時から18時まで受付を行います(土日は除く)。ただし、受付件数には限りがありますので、前日までに電話予約が必要です。
- ◆申告書は郵送で提出することも可能です。

申告相談日程

提出期限：令和3年3月15日

- ◆住民税の申告相談は、1月25日から3月15日まで(土日祝祭日除く)行います。
- ◆2月25日までの相談日程は下記のとおりです。なお職員が地区に出向いて不在となる2月5日から2月12日までの間は、大会議室で申告相談を受け付ける事はできません。
- ◆2月26日から3月15日までの間も、大会議室で申告相談を行います。

月	日	曜日	開催地区等	会場	受付時間				
					午前	午後			
1	25	月	住 民 税 申 告 相 談	市役所大会議室	9:00～11:00	13:00～15:30			
	29	金							
申 告 相 談 日 程	1	月	所 得 税 還 付 申 告(年 金 等)	市役所大会議室	9:00～11:00	13:00～16:00			
	2	火							
	3	水							
		4	木	所 得 税 還 付 申 告(年 金 等) ※譲渡所得・贈与税も受け付けます	市役所大会議室	9:00～11:00	13:00～16:00		
	5	金	保 戸 島	地区集会所				8:30～11:30	13:00～17:00
	8	月	鳩 浦 ・ 荒 代	鳩 浦 公 民 館				9:30～11:00	
			長 目	長 目 公 民 館					13:30～15:00
	9	火	無 垢 島	市民ふれあい交流センター				8:30～11:00	
			刀 自 ケ 浦 ・ 久 保 泊 ・ 深 良 津	久 保 泊 公 民 館					13:30～15:00
	10	水	赤 崎	赤 崎 公 民 館				9:30～11:00	
			日 代	福 良 公 民 館					13:30～16:00
	12	金	松ヶ浦・狩床・西泊・間元・大元・高浜	青少年研修センター				9:30～11:00	
落ノ浦・田ノ浦・摺木			四 浦 出 張 所					13:00～14:30	
15	月	警 固 屋 ・ 青 江 ・ 川 内 ・ 畑	市役所大会議室	9:00～11:00				13:00～16:00	
16	火	川 上 ・ 徳 浦							
17	水	千 怒							
18	木	宮 本 ・ 入 船							
19	金	彦 ノ 内							
22	月	西 ノ 内							
24	水	中 田							
25	木	岩 屋 ・ 壺 浦							

※2月12日の松ヶ浦・狩床・西泊・間元・大元・高浜の会場につきましては、今年から「青少年研修センター」(越智小学校横)に変更となりました。お間違えのないようご注意ください。

◆下記に当てはまる所得税の確定申告は、税務署での申告をお願いしていますので、ご協力をお願いいたします。

- 住宅借入金等特別控除を受ける方
- 株式・不動産等譲渡・配当所得の申告をされる方
- その他内容によって税務署にご案内する場合があります。

問い合わせ先 / 【1月20日まで】 ☎82-9512(税務課直通)

【1月21日以降】 ☎82-4111(内線183・184・188)